

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

秋田県

○学校名

秋田県立聾学校

○学校のURL

<http://www.kagayaki.akita-pref.ed.jp/akitarou-s/>

2. 学校紹介

○学級数

【通常の学級】 幼稚部 1、小学部 4、中学部 2、高等部 3、高等部専攻科 3

【重複障害学級】 幼稚部 0、小学部 2、中学部 1、高等部 2 【合計】 18

○児童生徒数

【全幼児児童生徒数】 43 人（平成 24 年 5 月 1 日現在）

（内訳： 幼稚部 3 人、小学部 15 人、中学部 9 人、高等部 12 人、高等部専攻科 4 人）

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

- 話のよくできる心豊かな人間を育む
- 進んで働き責任を果たすことができる人間を育む
- 友達と仲良くできる人間を育む
- 心身ともに健やかな人間を育む

【人権教育に関する目標】

- 幼児児童生徒個々の状況に応じ、適切なコミュニケーション手段を活用し、豊かな自己表現ができるようにする。
- 自分を大切にするとともに、他の人を大切にしようとする態度を身につける。

○人権教育にかかる取組の全体概要

本校は聴覚に障害のある幼児児童生徒を対象に、幼稚部から高等部専攻科までの課程を設置している特別支援学校であり、今年度創立百周年を迎えた。幼児児童生徒個々の障害の状態に応じて、手話などのコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、自立と社会参加を目指した学習活動を展開している。また、「見える校内放送」として廊下や各教室に計 50 台のプラズマディスプレイ（写真 1）を設置し、緊急時の連絡放送だけではなく、校内外のトピックスなどを文字や写真、動画を組み合わせた番組として作成し、放映している。さらに、儀式等において文字情報をプロジェクターで投射するなどの聴覚障害に配慮した情報保障を行っている。

在籍幼児児童生徒数は、ここ数年横ばいであるが、幼稚部入学から高等部専攻科卒業まで継続して在籍する生徒は少なくなっている。一方、幼児期に幼稚部在籍若しくは教育相談の形で本校と関わり、小～中学校の時期を居住地域内の学校で過ごし、中～高等部の時期は聾学校で生活するという生徒の割合が増加してきている。そのため、個々の児童生徒の生活経験の幅が異なり、主たるコミュニケーション手段も様々である。時には、コミュニケーション手段の違いから、意思疎通が十分できないために、生徒間の小さなトラブルがあったり、生徒自身が自分の気持ちを十分表現できずに悩んだりといった、生徒指導上の課題につながる場合もある。



写真 1

また、本校は平成 22 年度に本県の療育・特別支援教育の拠点となる総合支援施設群「あきた総合支援エリアかがやきの丘」に新築移転し、盲学校（視覚障害）、秋田きらり支援学校（肢体不自由・病弱）の 3 校が同一敷地内に併設され 3 年目を迎えた。この環境で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由と、異なる障害のある幼児児童生徒が日常的に生活の場を共にすることにより、それぞれが他の障害について意識することができ、さらには、自身の障害認識を深めることにもつながっている。

3. 特色ある実践事例の内容

【日常的な指導における、幼児児童生徒個々の障害特性に応じた配慮】

全校で統一したコミュニケーション手段を選択するのではなく、個々の聴覚障害の状態に応じたコミュニケーション手段を活用することは、幼児児童生徒一人一人の人権を尊重することと捉えている。日常的にこのような取組をする中で、幼児児童生徒の中にも、他者の人権を尊重する意識が醸成されるものと考えている。また、学習活動の中で、相手の話を十分に理解できるように、常に話者を意識し、注意を向けさせる指導を行っているが、そのことは単に内容の理解にとどまらず、同時に人権を尊重する態度の育成にもつながっているものである。

一方、相互のコミュニケーション手段を尊重し、理解し合える関係や、聴覚障害に配慮した校内環境に慣れ過ぎ、当然のことと捉えてしまうと、社会自立を阻害する可能性もある。聴覚障害者が社会自立するためには、自ら必要な情報を得るために積極的に行動し、相手に応じた意思表示の手段を選択するとともに、周囲に自らの状態を理解してもらうことが必要である。このことは、一方的に自らの権利を主張し、受け入れてもらうことを期待するだけではできないことで、他者の権利や周囲の状況との適切な相互関係があってこそ成り立つものである。このようなことを学ぶために、後述の交流及び共同学習や、高等部における職場実習、先輩の体験談等進路学習の機会を、発達段階に応じて、継続的・計画的に設定し実践している。

【交流及び共同学習等を通じた、周囲の障害理解の推進と、児童生徒自身の障害認識の深化】

本校小学部と地域の小学校との定期的な学校間交流に加え、本校在籍児童の居住地校交流を積極的に行っている。地域の小学校は、かがやきの丘 3 校それぞれと交流し

ており、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由と、複数の障害に対する理解を深める機会として活用されている。全学年合同の行事的な交流会だけではなく、学年によって授業への参加や、クラブ活動の体験など、本校児童にとっては、体験の幅を広げる場ともなっている。

また、特別支援学校のセンター的機能の一環として、難聴児童生徒が在籍する学校で、児童生徒に対して「難聴理解授業」を行い、難聴について理解してもらうことと合わせて、当該校の難聴児と健聴児との相互理解を図っている。

【スマイルステージ、かがやきの丘祭りでの3校合同活動の取組】

本校を含むかがやきの丘3校は、今年度、秋田県特別支援学校文化祭のステージ発表部門「スマイルステージ」の発表担当校として、各校それぞれの特色を生かしたステージ発表を行なった。さらに、互いの障害の状況等を十分に知り合うための機会と捉え、3校併設の環境を生かした合同発表にも取り組んだ。



写真2

また、平成23年度から、地域との交流を深める機会として「かがやきの丘祭り」を3校合同で開催しており、各校の児童生徒が楽しむ場を共有している。今年度は、各校の児童生徒それぞれが、自分が楽しむだけではなく、互いに楽しませることが出来る場として意識させたいと考え、前述の合同発表の場を祭りの中にも設けた。

写真2は、かがやきの丘祭りのステージで、盲学校生徒の弾き語りに、聾学校生徒の手話による表現を合わせたものである。このほか、秋田きらり支援学校の児童と聾学校児童による歌と手話表現を含めた器楽合奏も披露された。

【創立百周年記念式典アトラクション演技を通じた自己表現の拡大】

写真3



本校は今年度創立百周年を迎え、記念式典の際に幼児児童生徒全員が参加するアトラクションを披露することとした。写真3は、中学部が「Color～ボクノイロ、キミノイロ～」と題して取り組んできたカラーガードを中心に、幼稚部の演技や小学部の器楽演奏、高等部生徒がリードするダンスなど全校一体となって構成されたものである。

カラーガードでは、生徒それぞれが置かれている状況、生き方や考え方など違うところがあり、その個性を互いに認め合い、尊重し合うことの大切さを「色」をテーマに表現した。指導に当たっては、具体的な動きだけではなく、テーマについて十分な時間をかけて指導を行い、そのテーマを表現するための表情や旗の動かし方といった演技指導に重点を置いた。また、ダンスについては、高等部の生徒が主体的に小学部の児童を指導し、全体をまとめ上げるという役割を担った。全体構成は教師が組み立てたものであるが、児童生徒の考えを多く取り入れ、「自分たちで作り上げるアトラクション」という意識を高めた。

4. 実践事例の実績、実施による効果

【交流及び共同学習等を通じた指導】

交流及び共同学習等の場合は、聴覚障害について周囲の人が理解を進めることと同時に、児童生徒自身が自分の障害を改めて認識し、理解を深める機会となった。また、健聴者の中にあっても、自分の意思を表出することができ、かつ周囲に認めてもらうことで、自己有用感が向上し、積極的に他者と関わろうとする姿勢につながった。

【3校合同活動の取組】

これまでは、3校の児童生徒は、併設という環境を受け入れ、互いに同じ場を共有している関係であった。しかし、3校合同発表を機に、児童生徒同士が互いの学習に興味を持ち、学習発表会を相互に見学し合うなどの積極的な関係に発展してきている。

【創立百周年記念式典アトラクション】

アトラクションにおける、高等部生徒による小学部児童へのダンスの指導については、例年、本校の運動会で行われている紅白対抗の応援合戦で、伝統的に培われてきたものである。少人数ではあるものの、年齢幅の非常に大きい集団をまとめる経験は、他では得難い貴重な経験である。初めのうちは、一方的に話をしていたために聞き入れてもらえず悩んでいた生徒が、相手の話を聞き入れたり、相手の状況を理解し、配慮したりできるようになると、徐々に集団がまとまりを見せ、生徒自身もその成果を実感することができる。今年度は特に、例年の運動会での成長にアトラクション練習の機会が加わり、一段と達成感が得られたようである。

5. 実践事例についての評価

本報告は、本校における日常的な取組の中を「人権教育」の視点で整理し、位置付け直したものである。

特別支援学校において、幼児児童生徒個々の障害に配慮し、教育を行っていくことは、すなわち幼児児童生徒一人一人の人権を尊重する姿勢の現れでもある。このような個々の人権を大切にする教育の継続が、幼児児童生徒の中で人権を大切にする意識の醸成につながるものと考え、日々の活動に取り組んでいる。

今回、実践の整理を行い、日々の教育活動の中で人権に配慮した教育が行われ、幼児児童生徒に人権を重んじる基礎的な態度を身につけさせてきてきていると実感した。今後は、幼児児童生徒の日々の行動や考え方を人権への配慮という側面から知識的に意味づけするとともに、社会に出てから他者と関わる際の技能的な指導を計画的に実施することで、より明確な人権尊重の意識を育成することができると考える。

【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

秋田県立聾学校

本事例は、特別支援学校における「特別な人権教育」を意識して計画・実施したものではない。特別支援学校の教育で当然配慮されている「人権」が日常の教育活動の基礎となっていることから、特に「人権」を強調しなくても、人権意識・人権感覚が身についていく指導ができている事例である。

幼児児童生徒個々の障害の状態に応じたコミュニケーション手段を採用するとともに、校内に50台もの周知用ディスプレイを設置するなど、聴覚障害に配慮した情報保障を行っている。本校単独で、あるいは同一敷地内の盲学校や肢体不自由者等支援学校と合同で、文化祭の発表等の教育行事を行うこと等により、自己及び他者の違いを認めることができるようになるとともに、互いの人権を尊重する意識が他校にも広がっていることが伺える。学校の特性と教育環境を活かした取組として参考になる。